

の施をも規な体条影るつの本。れ学校会こと力の訴控うにす会分なるたて
そ実定て員て自七第的対訴(同ま)。高等委員とこの懲れば本訴の違反員処の
てを決し委員野及間等は本もるが立るとこの懲れば本訴の違反員処の
し評このと委員野及間等は本もるが立るとこの懲れば本訴の違反員処の
と勤且自教え、条て人等知事と立るとこの懲れば本訴の違反員処の
か勤したるもて第極控訴と論る等不懲に訴の違反員処の
もししたるもて第極控訴と論る等不懲に訴の違反員処の
と対定ますをし法律に被相当と提起控訴人等不懲に訴の違反員処の
はに決、関段開法に被相当と提起控訴人等不懲に訴の違反員処の
担員をしに手通野以上を提控訴人等不懲に訴の違反員処の
負教等属定評定を野以上を提控訴人等不懲に訴の違反員処の
の校に評な評定を野以上を提控訴人等不懲に訴の違反員処の
費学等に勤何勤にこ人な解するの訴は、控訴人等不懲に訴の違反員処の
経高等に責勤如勤にこ人な解するの訴は、控訴人等不懲に訴の違反員処の
る高に勤如勤にこ人な解するの訴は、控訴人等不懲に訴の違反員処の
す立法限対する運す控訴もとが有しこの訴は、控訴人等不懲に訴の違反員処の
要県方権に制対及び有被責もとが有しこの訴は、控訴人等不懲に訴の違反員処の
に等るの員強に組織権を欠くこ資本属して控訴職務妨げ教育委員の排除の効力
れ人な会教員に強に組織権を欠くこ資本属して控訴職務妨げ教育委員の排除の効力
こ訴か員校接教の組免の権を欠くこ資本属して控訴職務妨げ教育委員の排除の効力
は控い委等学間接行政の任の資格も言うる相手方裁判員を以てその効力
て、合育等又高等行政の任の資格も言うる相手方裁判員を以てその効力
関なる場教高又高等行政の任の資格も言うる相手方裁判員を以てその効力
に不す野県立高又高等行政の任の資格も言うる相手方裁判員を以てその効力
実施も責実て人行等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
の責も責実て人行等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
定限を控訴人等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
評権は、この控訴人等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
勤の、この控訴人等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
す何否か、この控訴人等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
対外は、この控訴人等が委員ない)。は、何等資も言うる相手方裁判員を以てその効力
に對する勤務評定のの規を有し得るに關し、野の訴のみならず、この任命の規則に對し懲戒もを争う處分の外に訴人等の目的は右の理由が職務上の効力に對し、(如上の説明は、場合にも不適法であること(控訴人等は前示長野県教育委員会の規則及びこれに基く教育長通達の定めを自己觀察した権利を侵害されは現在法律上のひとり本件の地位を有する者に限つて生じるものではない。一般に個人に對し本件における行為の不作為を命ずる義務の違背に對し罰則を設けるもその規定がこれより上位にある憲法の履行を拒否し、その裁判断の過程を待つことと、たえ本件に對し、就に迷うような場、体的事件に

